

未来ネットワーク通信

ひがの義幸県政だより

台風19号豪雨災害緊急広報

とちぎを守る。
命を守る。



ひがの義幸後援会 〒328-0075 栃木県栃木市箱森町7-9
TEL 0282-23-8855 FAX 0282-23-8856

台風19号の襲来により、尊い人命を落とされた被害者にお悔やみを申し上げますとともに、被災されたすべての皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

現在、各地域の災害状況の確認を急いでおり、早急に被災地の復旧・復興に最大限の力を注いでまいります。

ひがの義幸後援会では、皆様から多数のご質問・ご相談をいただいております。

り災証明書、ゴミの取り扱い、感染症予防等につきまして、取り急ぎ分かり易く取りまとめましたので、ご一読頂きご参考にさせていただいたら幸いです。是非ご近所の方へもお知らせ下さい。

最後に、皆様の一日も早い復旧・復興とご健康を心よりお祈り申し上げます。

栃木県議会議員 ひがの義幸

り災証明書の発行はお早めに！



Q. そもそも
罹災（りさい）証明書って
何ですか？

A. 災害による被害の程度を証明する書類のことで、市町村で災害が発生した場合、市町村長は、被災者から申請があれば被害の状況を調査し、り災証明書を交付する必要があるのです。
(災害対策基本法第90条の2)



Q. 何に利用するのですか？

A. 自然災害（風水害、地震、津波等）や、火災の被害に見舞われ、被害者支援制度などを受ける際に、り災証明書を取得していることが必要になる場合があります。



Q. 具体的にどんなときに
利用するのですか？

A. 被災者が各種届出、証書などの再交付申請、火災保険の請求、税の減免手続き等の際に必要になります。



Q. どこで手続きするのですか？

A. 市町村などの担当部署に申請して発行してもらいます。
窓口 栃木市役所 本庁舎2階2C4
資産税課になります。



Q. 申請の手続きは本人だけですか？

A. 申請は本人以外に配偶者、同居の親族が行うことができますが、代理人の場合は委任状が必要となります。



Q. 申請に必要なものはありますか？

A. ①身分を証明できるもの
②印鑑（認印等で可）
③被害の状況が分かる写真
④委任状（代理人の場合）
⑤賃貸借契約書等（貸事務所、貸店舗等で借主が申請する場合）



Q. すぐにもらえるのですか？

A. 現地調査を行った後に発行の手続きとなりますので、1週間から1ヶ月を要することがあるかもしれません。そのためにも早めに申請して下さい。



○その他の支援について

(1) 公的支援について

- ①被害のあった家屋や土地の固定資産税や国民健康保険料が、一時的に減免、若しくは猶予されることがあります。
- ②被災者生活再建支援金や義援金の支給を受けられます。
- ③公的書類の手数料が無料になります。
- ④公営住宅への入居が優先的に認められます。
- ⑤災害復興住宅融資を受けられます。

(2) 民間支援について

- ①金融機関などから低利の融資を受けられることがあります。
- ②学校などの授業料が減免されることがあります。
- ③災害保険の保険金を受給することができます。

家財などのゴミをどうしたらいいですか？

Q. 家具等のゴミはどこに持って行ったらいいのですか？



A. 各地域にそれぞれ被災ゴミの仮置き場を設置しています。



Q. 何時から何時まで受け入れをしていますか？



A. 朝9時から夕方4時までの受け入れになります。



Q. 持っていけば受け入れてもらえますか？



A. 申請書に記載していただいた上で持ち込みとなります。



Q. 色々なものが混じっていても受け入れてもらえますか？



A. 分別していないと受け入れすることができません。



Q. どのくらいの量を持ち込んでいいのですか？



A. 2トン車まで搬入可能です。



Q. 土日はやっていますか？



A. 土日も受け入れています。



○市内各所の被災ゴミ預り所

- 栃木地域（旧警察署跡地は閉鎖いたしました。）
栃木市総合運動公園（東側駐車場）栃木市川原田町 760
- 大平地域
大平運動公園（北側駐車場）栃木市大平町蔵井 1547
- 藤岡地域
藤岡遊水池会館弓道場脇 栃木市藤岡町藤岡 1788
- 都賀地域
つがの里第6駐車場（北側）栃木市都賀町臼久保 325
- 西方地域
西方保健センター（北側駐車場）栃木市西方町本城 1
- 岩舟地域
旧静和連絡所（駐車場）栃木市岩舟町静和 2170-1

○汚泥預り所

- 栃木市衛生センター 栃木市城内町2丁目61-5
個人での搬入になります。

感染症が気になります。

Q. 家の庭や床上や家具に水が浸水し感染症などの病気が心配です。どうしたらいいですか？



A. 床下、床上浸水等の被害に遭われたお宅へは、水が引いた地域から順次職員証を持った市の職員が必ず同行し、クレゾール消毒を行います。



Q. 費用はかかりますか？



A. 費用はかかりません。ただし、作業の日時の指定はできませんのでご理解をお願いいたします。



Q. 家は井戸水を使用していたのですが、引き続き使用して大丈夫ですか？



A. 汚染が疑われる井戸水は、水質検査の結果を待って使用して下さい。やむを得ず使用する場合は、必ず煮沸してから使用して下さい。



Q. 他に注意事項を教えてください。



感染予防は清潔と乾燥がもっとも重要となります。

- ① ドアと窓を開け、しっかり換気
 - ② 汚泥は取り除き、しっかり乾燥
 - ③ 清掃中は怪我をしないよう手袋を着用
 - ④ ほこりを吸わないようにマスクを着用
 - ⑤ 清掃が終わったらしっかり手洗い
- また、家族の中で、下痢や腹痛・発熱などの症状がでた場合は、感染症の疑いがありますので速やかに医療機関に受診するようにして下さい。



災害を悪用した詐欺に注意を！

災害の弱みにつけ込み、工事業者が工事の契約を取り付けたり、銀行や市の担当者をかたり、暗唱番号を聴き出したりする悪質な詐欺が横行しております。一人でその場で判断し、印鑑を押ししたり暗唱番号を教えたりは絶対にしないようくれぐれもご注意下さい。



編集・発行 ひがの義幸後援会総連合会
発行日 令和元年10月20日
編集発行責任者 高田 良久